

令和3年 月 日

那須町長 平 山 幸 宏 様

住 所

氏名(名称)

代表者氏名

印

業 種 名

電 話 番 号

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び
償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋
及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置について確認書のとおり申告いた
します。

添付書類

- ・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する
固定資産税の課税標準の特例措置に関する確認書
- ・収入減を証する書類（会計帳簿又は青色申告決算書等の写し）
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類（青色申告決算書等の写し）
- ・法人の資本金を確認する書類（登記簿謄本等の写し） ※個人は必要なし

(備考)

- 1 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則63条第4項又は第5項
の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。
- 2 「氏名(名称)」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載する
こと。「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載すること。
- 3 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等(以下「支援機関」)の確認を受けること。
- 4 本特例の申告書を支援機関に提出する際は年月日は記入しないこと。(町への申告の際に記入する。)
- 5 本特例の申告書は、令和3年2月1日までに那須町に申告すること。

**新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び
償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する確認書**

住 所

電話番号

氏名(名称)

代表者氏名

印

以下の1から3の内容について記載のとおり申告いたしますので、確認をお願いします。

1 事業収入割合について

令和 2 年 月 日から同年 月 日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			年 月 日から同年 月 日 左の期間の前年同期を記載		
月期	月期	月期	月期	月期	月期
円	円	円	円	円	円
合計：円・・・①			合計：円・・・②		
事業収入割合：			％ (① / ②) ※小数点以下切り捨て		

- ☐ 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当 軽減率：全額)
- ☐ 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当 軽減率：1/2)

2 特例対象資産について (特例の対象として申告する資産に○をつけてください。)

申告の有無	資 産	備 考
	事業用家屋 (別紙のとおり)	
	償却資産 (令和3年度償却資産申告書のとおり)	償却資産申告書別途提出

3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実と相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。(申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合)
- ① その発行済株式又は出資(その所有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
- ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
- ※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。(申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合)

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載のとおりであることを確認いたしました。

住 所			
名 称			
代表者役職		代表者氏名	印
担 当 者	氏 名		
	電話番号		
	メールアドレス		

記入例

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する確認書

住 所 那須町大字寺子丙3-13 電話番号 0278-72-6905
氏名(名称) 税務課商事 株式会社 代表者氏名 那須 資産

個人事業主の場合は、「氏名(名称)」に名前を記入し㊟に押印してください。

法人で申告する場合は㊟に社印を押印してください。

以下の1から3の内容について記載のとおり申告いたしますので、確認をお願いします。

1 事業収入割合について

令和 2 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成 31 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日 左の期間の前年同期を記載		
3 月期	4 月期	5 月期	3 月期	4 月期	5 月期
3,541,350 円	2,213,540 円	2,235,450 円	5,212,300 円	6,623,140 円	7,231,420 円
合計: 7,990,340 円・・・①			合計: 19,066,860 円・・・②		
事業収入割合: 41 %			(① / ②) ※小数点以下切り捨て		

- ☒ 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当 軽減率: 全額)
☐ 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当 軽減率: 50%)

会計諸帳簿等に基づき、令和2年2月から10月までの連続する3月と前年同期の金額を記入してください。

特例の対象として申告する資産に○をつけ、事業用家屋があれば「(別紙)特例対象一覧」に記入してください。償却資産は償却資産申告書の申告で代えさせていただきます。

2 特例対象資産について (特例の対象として申告する資産に○をつけてください。)

申告の有無	資 産	備 考
○	事業用家屋 (別紙のとおり)	
○	償却資産 (令和3年度償却資産申告書のとおり)	償却資産申告書別途提出

3 誓約事項について

以下の(1)から(4)について、事実と相違ないことを誓約します。

- 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症等による事業活動の停止、そのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。(申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合)
 - その発行済株式又は出資(その所有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。)の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人の所有に属している法人
 - その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。(申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合)

(1)から(4)の内容をご確認ください。1つでも相違がある場合は、この特例を受けることはできません。

【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載のとおりであることを確認いたしました。

住 所	
名 称	
代表者役職	代表者氏名 ㊟
担 当 者	氏 名 電話番号 メールアドレス

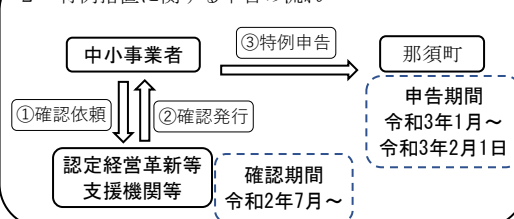
この欄は認定経営革新等支援機関等が記入しますので、記入しないで下さい。

(備考)

- 特例措置に係る確認書を認定経営革新等支援機関等に提出する際の添付書類。
 - 特例措置に関する申告書
 - 収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書等の写し)
 - 特例対象家屋の事業用割合を示す書類(青色申告決算書等の写し)
 - 法人の資本金を確認する書類(登記簿謄本等の写し) ※個人は必要なし

※ 事業用家屋を特例対象資産として申請する場合は、町から送付された令和2年度固定資産税課税明細書、又は名寄帳を必ずご持参ください。

2 特例措置に関する申告の流れ



氏名(名称)

(別紙) 特例対象資産一覧

No.	家屋の所在		床面積		
	家屋 番号	所 在	面積	うち事業用 %は小数点以下切り捨て	
記入 例	10	那須町大字寺子丙3-13	1,250.00 m ²	400.00 m ²	32 %
1			m ²	m ²	%
2			m ²	m ²	%
3			m ²	m ²	%
4			m ²	m ²	%
5			m ²	m ²	%
6			m ²	m ²	%
7			m ²	m ²	%
8			m ²	m ²	%
9			m ²	m ²	%
10			m ²	m ²	%
11			m ²	m ²	%
12			m ²	m ²	%
13			m ²	m ²	%
14			m ²	m ²	%
15			m ²	m ²	%

- 1 令和2年度固定資産税課税明細書（以下「課税明細書」）に記載の単位で記入すること。課税明細書に記載のない家屋については、1棟ごとに記入し家屋番号の欄に新規と記入すること。
- 2 認定経営革新等支援機関等（以下「支援機関」）に提出する際には、課税明細書、又は名寄帳を必ず持参（添付）すること。
- 3 事業専有割合が判る資料（青色決算申告書等）を添付すること。
- 4 支援機関の確認後に資産の異動・取得等があった場合は、再度、支援機関の確認を受けること。
- 5 償却資産は、申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととする。